

全員協議会会議録(平成22年5月21日開催)

- I 日時 平成22年5月21日(金) 13時～15時00分
II 場所 滝沢村役場 4階 中会議室
III 出席者 議長 角掛邦彦、副議長 川原 清
議員 相原孝彦議員他19名
村当局 柳村村長、佐野峯企画総務部長、遠藤教育部長、熊谷教育総務課長、
三上税務課長、主浜健康福祉部長、中村保険年金課長、中村財務課長、
菊池住民環境部長、齋藤環境課長、丹野清掃センター主任主査
事務局 太田局長、高橋次長、杉村主査

IV 協議

- 1 開 会 太田局長
- 2 挨拶

角掛議長…ご苦勞様です、6月定例会の1ヶ月前の全員協議会です。午前中は、議会運営委員会が開催されております。先般全国議会議長・副議長研修会で本村と一緒に特別表彰を受賞した北海道今金町議会議長さんから講演がありました、色々と議会改革に取り組んでいる話して参考にするべき点が多くあったと感じた次第です。本日は、村報告事項が4件となりますが宜しくお願ひしたい。

柳村村長…ご苦勞様です。本日は、松川副村長は盛岡地区交通安全協会総会で盛川教育長は全国町村教育長会議の為に出張しておりますので欠席となります。お知らせがあります、役場庁舎裏のプレハブの上下水道部が5月24日から役場庁舎2階の以前農業委員会が居た所に移動して業務を行います。その後の空いたプレハブには2階にシルバー人材センターが1階には室小路区画整理組合が6月7日から入ります。尚、下鵜飼集会所脇のプレハブは撤去しますが地元の希望は更地にして駐車場に利用したい希望があるようです。村有馬の校伯の出産予定が6月4日ですが、村内の最近の馬の出産状況では2週間くらい遅れる状況のようです。口蹄疫関係ですが、本日県の中央家畜保健所で県下の関係者の対策連絡会議が開催されておりますので指示を受けて村で対応しますが、消毒用の消石灰等については注文しても何時入荷するかが判らないようです。今後、雫石・滝沢畜産共進会の対応も要検討しなければならないと考えております。都市計画道路巢子駅線土地収用受渡し裁決の執行停止の申立についてであります、申立人からは村との数年にわたる交渉過程で事業計画事業実施に反対の意思表示を受けたことがありませんでした。合意が出来なかった要因については移転補償費に関する考え方に大きな隔たりがあり合意に至らなかったと言うことであります。申立ても同様の認識であると私どもは理解しておりましたが、今回の内容は自分達に連絡なく勝手にやったとの趣旨のことであります。裁判所から5月13日に意見書の提出を求められておりました、二週間以内との事ですので5月27日までに出す予定となっております。早期に取り付け道路を完成させまして駅利用者のご不便の解消を図りたいと考えておりましたし明渡し期限は6月16日となっておりますので地権者の方には自ら移転して貰えればありがたいと考えておりました。以上ですが、村報告事項は4件ですので宜しくお願ひします。

3 説明事件

(1) 村報告事項

- ① 村立姥屋敷小中学校耐力度調査結果について(説明員:遠藤部長、熊谷課長)
 - ・NG判定が出た技術室棟と家庭科室棟については6月補正にて対応する予定です。

技術室棟については補強工事、家庭科室棟については軽量鉄骨造（プレハブ）による改築で進める予定です。

※以上を踏まえて、資料により細部にわたり説明がなされた。

<質疑>

川原副議長…6月補正で対応とのことでしたが、応急処置が半恒久的な物か確認したい。

遠藤部長…形骸が進んでいるので緊急的に対応して参るが、恒久的なものにならない。地域のPTAの方と今後とも協議して参りたいと考えております。

川原副議長…地元とどの程度の話し合いをしているか、予算1,500万円ほど掛かる予定とのことでしたが半恒久的にはこれで良いのか、踏み込んだ調査を実施しているか確認したい。

遠藤部長…現在、技術室と家庭科室については詳細な積算を進めているところがあります。地元との協議は体育館建設前に数回実施しております。本年度児童生徒の推移を含めまして地元と協議を実施したいと考えております。

柳村村長…平成20年度から保育所は補助金が入らなくなった基準の10人以下になった為に単費でやっている。この部分や小中学校については計画等を考えなければなりません、統廃合については賛否は拮抗しております、村が結果を出すと地域が二分される恐れがあります、傾向としては外から来たお嫁さんは大きい学校での教育を希望しているが古くからの地元の人は統合は地域に愛着があるので絶対反対であるとのこと。保育所問題もあるので時間を掛けて協議して行かなければならない。

遠藤部長…小学校5年生が8名で全体で30名だが、5～6年後に20名を切る状況になるので学校教育環境を含めて今後協議して行かなければならない状況にあります。

② 非自発的失業者に係る国民健康保険税等の軽減について

(説明員：佐野峯部長、三上課長、主浜部長、中村課長)

- ・平成21年3月31日以後に失業した65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者と特定理由離職者は、申請することで平成22年4月1日以降の国保税を軽減することができます。対象になる人は倒産・解雇などによる離職者(特定受給資格者)と雇い止めなどによる離職者(特定理由離職者)で、軽減対象期間は離職日の翌日の月からその年度の翌年度末までです。本人の前年の給与所得額を30/100に換算して、国保税を計算します。国民健康保険の高額療養費などの所得判定も同様に再判定される。

※以上を踏まえて、資料により細部にわたり説明がなされた。

<質疑>

武田猛議員…国民健康保険の資格者証が中学までは無料で実施しているが、国では高校生までと聞いているが村の対応はどうなるか。

中村課長…国では高校生までと聞いているが、村では検討したいと考えている。

武田猛議員…滞納世帯の家族構成が把握できると思うので、どのくらいの世帯があるか把握できると思いますので、一ヶ月滞納するとズルズルと滞納になるとおもいますので7月までには対応する考えでしょうか。

中村課長…中学生で資格者証は現在ないが高校生についても7月までには対応

していく方向として考えております。

- ③ 契約に係る最低制限価格制度の導入について（説明員：佐野峯部長、中村課長）
- ・対象とする案件 (1)設計額が130万円以上の建設工事 (2)設計額が130万円以上の建設関連業務委託
 - ・最低制限価格の算定方法 公契連(中央公共工事契約制度運用連絡協議会)モデルによる算定式を採用する。
 - ・最低制限価格制度の導入時期等 平成22年7月1日以降の入札案件から適用
- ※以上を踏まえて、資料により細部にわたり説明がなされた。

<質疑>

鎌田議員…過去にさかのぼればですが、これに抵触するのが何パーセントあるのか。

中村課長…平均請負率で21年度は平均74.25%で、財務課の執行59件で80%以下41件、80%以上18件です。17年度は90%、18年度は86%、19年度は83%、20年度77%の請負率となっております。

高橋寿議員…予定価格の算出の方法は。

中村課長…基本的には設計額です。

高橋寿議員…設計額の算出方法は、例えば積算する企業にお願いしているのか、一業者に見積りを提出させて積算しているのか。

中村課長…事業によりまして外部に委託しまして設計する場合がありますし、職員自ら設計している場合があります。

高橋寿議員…こまい点で質問があるんですが、詳細について会派説明あるのか、これで説明終わりか。

佐野峯部長…会派説明は予定していませんが、希望あれば説明します。

角掛議長…高橋寿議員より会派説明の話がありました。皆さんどうですか。希望する会派等よろしいでしょうか。

議員一同…異議なし。

高橋寿議員…説明を受けたい理由としては、直接工事費や共通仮設費とかアバウトに書いておりますが、見積の取り方ですが額だけでやっているのか、詳細についてもやっているのか、例えば直接工事費の中で人区がいくらと単価がいくらかの出し方をしているのかを聞きたい。ゼネコンが大きい工事を取った時には、安値で取る手段としては最後には人件費の削減になる。先進国ではきちんと提出させている。滝沢村が最低制限価格制度を導入する場合に総額でやるのかどうなるのか、それをきちんと聞いておきたいので説明会を希望したものです。

角掛議長…説明を希望する会派等は事務局へ申出て下さい。

- ④ 雫石・滝沢環境組合理約を制定することについて

(説明者：菊池部長、齋藤課長)

- ・組合の名称は 雫石・滝沢環境組合
- ・組合が共同で実施する事務 廃棄物(し尿等の処理を除く。)の政策に関すること。ただし、一部の事業については、組合と町村が協議しながら、地域に応じた政策を行うことができる仕組みとする。環境政策の分野は組合の主管としない。

・組合の施行期日 平成22年10月1日に施行する。ただし、本格稼働は平成23年4月1日とする。

※以上を踏まえて、資料により細部にわたり説明がなされた。

<質疑>

武田猛議員…町村から組合に財産譲渡と記載しているが、財産譲渡を詳しく。

齋藤課長…組合のメインの施設であります溶融炉と最終処分場につきましては、滝沢村が防衛の補助金を受けて設置した施設であります。現時点では滝沢村しか事務が出来ませんので、一部事務組合にする為には財産を一部事務組合に譲渡する形にしなければなりません。関係法令に基づいて行われる手続きであります。手続きについては現在防衛省と協議中です。

武田猛議員…財産の借金はどうなる。

齋藤課長…起債の残債の部分が財産に付随しまして一部組合に移転します。償還については一部事務組合が行います。財源については規約に基づいて各町村が負担します。

長内議員…組合の運営で財産の譲渡の規約について県に打診しているとの話でしたが、組合の平時の運営の場合に一般的に量とか平均的な割合とか人口とかの割合でやるのが一般的だと思うが、設備の負担と平時の運営の必要な料金でやった以外のはみ出した部分でやるのかとそれ以外に設備の負担部分の償還については村の基本的な起債を起こしての計画であって本来の施設の負担と値踏みは別であると解釈します。会計システムの仕方も変わってきて村も残存価格と値踏みについてはイコールでないと思うが、今後我々に公表されてくると思うが、その場合に償還と値踏みの残存価格が一緒になることは100%ないと思う。その場合に差額が出た場合に差額の負担の負担割合も出てくると思う、組合に譲渡した場合に残存価格以上にはみでた物の仕方と、それに伴う施設負担に対する負担割合の二通りあると思うが今後説明されていくものか、あるいは議会の議案として比率を採決するものとなるのか確認したい。

齋藤課長…負担金の考え方は様々であるが盛岡衛生処理組合の例を参考に均等割を1、利用割を9の割合で徴収したいと考えている。利用割につきましては、衛生処理組合と同様に施設を利用した一般廃棄物の量で具体的な話としては現在のところ数字では大体7対3割合で負担金が生じる。施設の価格の話になりますが起債は負担金の割合になると考えているが、施設そのものが補助事業で建てられた性格のものがあって基本的に譲渡の許可の条件には無償でなければならないとの条件があります。したがって起債以外の残存価格と言うか耐用年数の残っている価格と言うのは雫石町から徴収できない状況にあります。

長内議員…施設負担は無しで、今後の運営については量でやる考え方で交渉しているのか。

齋藤課長…基本的には残債の部分になります。

長内議員…残債については全額償還すれば補助の規定によれば、については紐付きがないと思うが、たとえば滝沢村が全部が残債を償還しましたよと、後は値踏みで対価の負担で行くことは出来ると思うが、その方が得策と思うが結局今まで苦労してきたと思うのでいくらかでも報われる考えであると

思うが維持管理費だけの負担になるのかの考え方を確認したい。

柳村村長…昨年5月以来何度かの危機を乗り越えて来た。決裂寸前までいきました、相手から他はもっと安いとか負担割合の1対9についても相手方とすれば10ゼロだとか起債残高についても負担する必要がないとかそういう諸々の話がありまして5回に亘るプロジェクト会議のほかに担当者・財政担当・総務担当・副町村長・町村長を巻き込んで検討会議を実施してきた。起債に対して向こうが3割を負担することがはっきりしました。今後大規模改修が出てきた場合にも適正な価格を貰うことが大きいだろうと29年までが起債の返還期間であります、現在20数億の残高がありますその部分が一部事務組合の借金になります。村はその部分の借金が無くなります、ほかに移るかたちであるんですがその面からしても今までに二万八千円をトン当たり貰っていたものと違ったメリットもありますし事務組合の職員も定数に入りませんし職員関係も7対3の負担割合になる。雫石町も権利を持つ事で安定することになる。

佐野峯部長…財政からは公共の場合に補助金が入っている、起債の償還についても交付税が入っていることから一般的に公共の場合は起債の方で決着を付ける考え方があるようです。当初起債が48億円で残債が26億円で負担割合では滝沢が約18億円で雫石が約8億円の負担割合になる。現在毎年4億3千万円返しておりますので、1年で見ますと滝沢が3億円で雫石が1億3千万円と1億3千万円が平成29年度まで雫石町が負担することになります。

武田俊議員…リサイクルセンター建設の関係はどうなるか。

齋藤課長…リサイクルセンターにつきましては6月から事業が開始になる。最初に旧施設を壊してから新しい施設を建設する。雫石町との話では旧施設の取り壊し部分については滝沢村が負担し新施設については起債償還部分から雫石町が携わることになります。

【暫時休憩 14:17~14:25】

(2) 議会関係事項

①平成22年第24回滝沢村議会定例会の議会運営報告について

山谷議会運営委員長より、議会運営委員会報告書により説明がなされた。

太田事務局長より、議会報告会と政務調査費の調査研究・研修報告書についての補足説明がなされた。

<質疑>

高橋盛議員…政務調査費の報告書の内容が変わったのか、常任委員会の様式の例に習った話でありましたが、常任委員会の様式が定まっていると認識がなかったものですから。

角掛議長…議会運営委員会の方で、政務調査費の報告について会派並びに会派に属さない議員の方々についても話した経緯があります。昨年度の報告書の場合はほとんどのところで統一した報告書が提出されております。報告内容については議運で一度決定しております。

高橋盛議員…従来使用している様式がある訳です。それとの係わりはどうなるのか。様式を新たに作るのか。

角掛議長…報告書の様式は今まであった訳ですので、別添についても議運で指示

しているのですが議会運営委員会の委員で平成21年度の政務調査費の収支報告書並びに調査研究・研修報告書の内容を検証した際に調査研究・研修報告書の別添の内容に整合性がなかったものですので、その辺を徹底しましょうとの事で議会運営委員会で確認した訳です。

高橋盛議員…良く理解が出来ないので確認ですが、今までの様式を使用するのですか。

太田局長…現在の様式の内容は変わっていない。調査研究・研修内容等別紙を記載してになる。内容を添付だけでなく記載をお願いしたい、再度統一を図る為に提示したものです。

高橋寿議員…各常任委員会では委員長に報告をいただいております、委員長が取りまとめて議長に提出している、その報告書と同じ形式で提出して下さいと言う事です。今後提出する物については内容記載を徹底して下さいと言う事です。

高橋盛議員…平成20年度までは様式が無く平成21年度から様式を定めた訳ですが、文言になってなければ統一性が図りたいと思うので発言しているのです。

【暫時休憩 14:40~14:47】

太田局長…報告書の様式は現在定まっております。記載の方法を統一し周知して参りたい。この中身については平成21年度からになっております。昨年5月15日の全員協議会で議員各位に説明指示しておりますが再度徹底を図るために本日の議会運営委員会で決定し全員協議会で再度説明した訳ですので宜しくお願いします。

鎌田議員…議会報告会の班長は誰が統括するのか。

太田局長…招集等につきましては議会運営委員会と考えております。

鎌田議員…班長会議の統括は議会運営委員長になりますね。

太田局長…そのとおりです。

②その他

- ・平成22年度全国町村議会議員新団体補償制度の加入案内が届いています。
- ・一日人間ドックの申込について
- ・5月26日の町村議会議員研修会の参加について

<質疑>

なし。

4 閉 会 太田局長 (終了15時00分)